

4) まちづくり景観核（創出）

景観条例（旧美しいまちづくり条例）に基づき協定され、美しいまちづくりの創出に取り組んでいる地区を「まちづくり景観核」と位置付けます。美しい景観は人の目に映る色や形だけではなく、日常の生活から生じる雰囲気も重要となります。市民自らが自分たちの住むまちの将来像を描き、日頃取り組んでいる身近な活動や景観づくりの方法を集約したルールを作成・実現し、より美しいまちづくりを目指します。

また、住民意識の醸成に合わせ地区計画制度などの活用を検討します。



松任北安田

千代尼通り大町のまちづくり
千代尼通り安田町のまちづくり
松任北安田のまちづくり

千代尼通り中町のまちづくり
松任駅前商店街のまちづくり
松任北安田南部のまちづくり

5) 交通拠点景観核

本市への玄関口であるJR北陸本線・北陸鉄道石川線の主要駅や北陸自動車道のインターチェンジを「交通拠点景観核」と位置付け、都市景観の充実を図ります。

また、JR松任駅周辺については、白山市の顔づくりとして南北駅前広場の整備や、白山展望スペースを備えた自由通路を整備し、本市のシンボルである白山を広くPRします。北陸自動車道と金沢外環状道路の交通結節点である白山インターチェンジは、新しい本市への玄関口として景観に配慮した整備を進めます。



松任駅南北自由通路 南口
（白山をイメージ）



松任駅南北自由通路 北口
（日本海をイメージ）

JR松任駅、JR美川駅、北陸鉄道鶴来駅
美川インターチェンジ、徳光スマートインターチェンジ

◆松任北安田まちづくり重点地区

◆松任北安田南部まちづくり重点地区

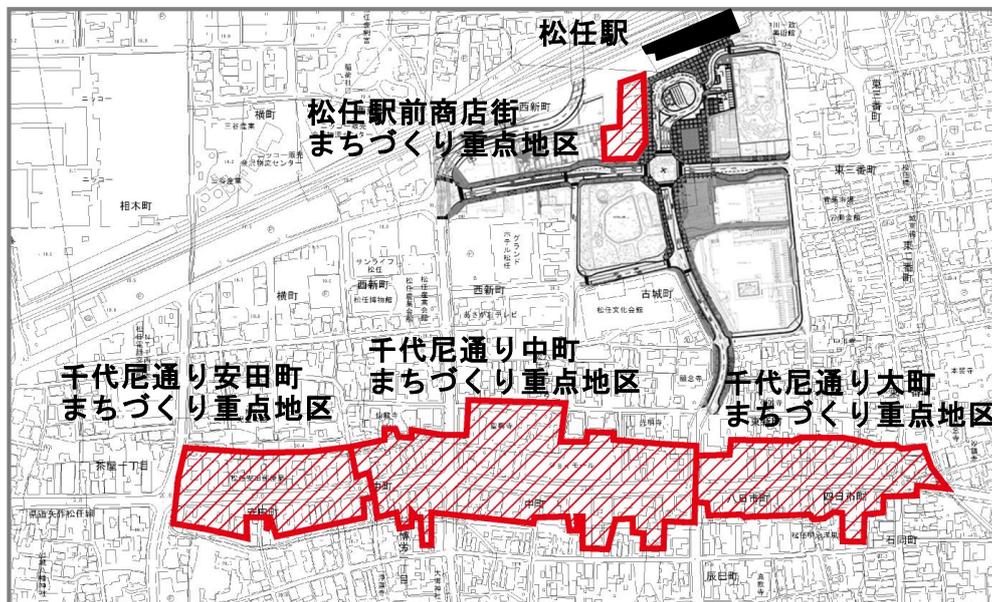
本地区は、松任北安田土地区画整理事業や松任北安田南部地区土地区画整理事業により、手取川扇状地からの霊峰白山の雄大な眺望と自然環境を活かし、洗練された質の高い居住空間の創出と環境・安全に配慮したまちづくりを推進する地区としています。また、良好で快適な居住環境の土地利用を図る地区計画制度と併せ、まちづくり計画による建築物の用途の制限や形態意匠の制限、地域独自のルールを住民自らの手で守り、良好で快適な都市景観の形成を図ります。



松任北安田・松任北安田南部まちづくり

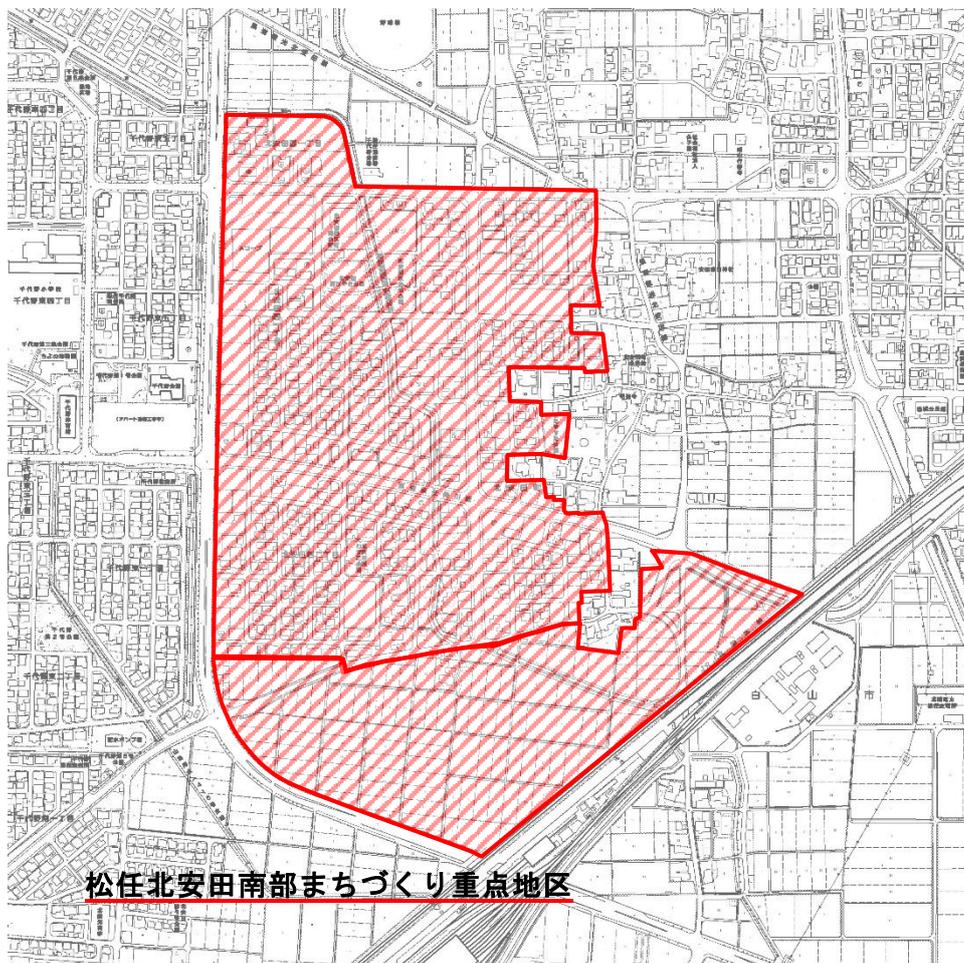
【まちづくり重点地区区域図】

- ◆千代尼通り大町まちづくり重点地区
- ◆千代尼通り中町まちづくり重点地区
- ◆千代尼通り安田町まちづくり重点地区
- ◆松任駅前商店街まちづくり重点地区



◆松任北安田まちづくり重点地区

◆松任北安田南部まちづくり重点地区



【松任北安田南部】（まちづくり景観形成基準）

項目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		
	沿道サービス地区	住居・業務調和地区	一般住宅地区
土地利用及び建築物等に関する事項			
用途制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築物基準法の以下の項で規定する建築物の他、次に掲げる建築物は建築してはならない。（地区計画基準） 		
	別表第2（と）項で規定する建築物	床面積の合計が3,000㎡を超える建築物及び別表第2（と）項に規定する建築物 ただし、用途地域が第一種住居地域の区域については、別表第2（ほ）項で規定する建築物	別表第2（ほ）項で規定する建築物
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 葬儀場その他これに類するもの (3) 畜舎、サイロ (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物 (5) ホテル、旅館 (6) 工場(自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く) (7) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設 (8) 単独自動車車庫(附属車庫を除く) 		
	<ul style="list-style-type: none"> (9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 倉庫業を営む倉庫 		
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 200㎡以上。ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日においてそれ未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。（地区計画基準） 		
位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m以上とする。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした単独自動車車庫については、この限りでない。（地区計画基準） 		
高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> 1.5mかつ4階以下（地区計画基準） 		
建築物等の形態又は意匠の制限	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準） 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機・オイルタンク）等は、道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に配慮する。 安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、周辺環境との調和を図り都市景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準） 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態または意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準）

【松任北安田南部】（まちづくり景観形成基準）

	かき又はさくの構造	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界から 1.0m の範囲にあるかき、さくの設置については、生垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より 0.6m 以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。（地区計画基準）
--	-----------	---

【松任北安田南部】（景観法に基づかないその他の基準）

項 目		その他の基準		
		沿道サービス地区	住居・業務調和地区	一般住宅地区
土地利用及び建築物等に関する事項				
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 法令及び石川県条例を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮する。ただし屋上広告物は設置してはならない。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 点滅灯及び回転灯の類は、使用しないことを基本とする。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域の財産である用水の機能保全のため、定期的な清掃活動に努める。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、道路境界線から 1 m 以上後退させるものとする。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 5 号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等）自動販売機を設置してはならない。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路での駐車をしてはならない。 			

◆まちづくり重点地区（千代尼通り大町、中町、安田町）

建築物等の外観は落ち着いた色調を基本とし、まちなみの演出に配慮

建築物の高さは敷地地盤面より31m以下



屋外建築設備等は、位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮

自家広告の設置以外不可

◆まちづくり重点地区（松任駅前商店街）

周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮

幹線道路に面する建築物は、1階の階高を統一



道路側の壁面位置や外観を統一

屋上広告物は設置不可

◆まちづくり重点地区（松任北安田、松任北安田南部）

周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮

ポーチ灯を各戸に設置

点滅灯及び回転灯の類は使用しないことを基本



自動販売機の設置は、周辺のまちなみに配慮

屋上広告物は設置不可